

第 19 条 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の役割と責務

- 19.1 本規程に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施すること。
- 19.2 加盟組織の規範、規則及びプログラムが本規程を遵守していることを加盟要件として義務付けること。
- 19.3 JADA の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。
- 19.4 「教育に関する国際基準」の趣旨を尊重し、要請事項に沿った活動を JADA と連携し推進すること。
- 19.5 主体的に教育アクティビティを推進し、クリーンでフェアなスポーツ環境を守り育てること。
- 19.6 アスリートの健康維持に努め、国際大会派遣においては禁止物質等の治療使用特例が必要なアスリートに対し、JADA との連携しサポートする
- 19.7 傘下の国内競技連盟がアンチ・ドーピング規則違反を示唆し又は関連する情報を JADA 及び国際競技連盟に報告すること、並びにドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関及び JSC のドーピング調査に協力することを要請すること。
- 19.87 傘下の国内競技連盟に対し、国内競技連盟若しくはその加盟機関により承認され、又は運営される競技会若しくは活動に参加するすべての競技者及びサポートスタッフに対し、本規程に適合したアンチ・ドーピング規則及びアンチ・ドーピング機関の結果管理権限に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要請すること。
- 19.98 国際競技大会に派遣するすべての競技者及びサポートスタッフに対し、本規程及び派遣対象競技大会のアンチ・ドーピング規則に拘束されることの同意を得ること。また、国際競技大会に派遣する競技者及びサポートスタッフに対し、アンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報提供の機会を確保し、競技者が自身で判断し、倫理的な価値観に基づき行動ができることを確実とすること。
- 19.109 傘下の国内競技連盟に正式登録していない競技者に対して、JOC が派遣主体となる競技大会との関連で提出された代表候補選手名簿若しくは後日提出される大会派遣名簿において当該競技者が特定されてからすぐに、「検査~~及びドーピング調査~~に関する国際基準」の要請に従い、検体採取を可能にすること、並びに居場所情報を提出することを、JOC が派遣主体となる競技大会への最低限の参加要件として義務付けること。
- 19.110 自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を JADA に報告すること、措置の適切な執行を確保すること。

- 19.1~~21~~ アンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報を収集、管理するとともに、組織幹部を含む関係者間で活動の重要性を理解し、推進する体制を構築すること。特に教育の実施については実効性を伴う体制とすること。
- 19.1~~32~~ アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって実施するアンチ・ドーピング活動を積極的に展開すること。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集し常に最新の規則を理解することを要請すること。
- 19.1~~43~~ アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、その資格停止期間中、当該競技者又はサポートスタッフに対する資金拠出の全部又は一部を留保すること。
- 19.1~~54~~ 本規程を遵守しない傘下の加盟団体又は認定国内競技連盟等に対する資金拠出の全部又は一部を停止すること。
- 19.1~~65~~ 自己の権利と責務を競技者、とりわけ 18 歳未満の者である競技者が理解することができるよう、教育を実施、推進すると共に、これらのプログラムを（必要な場合には JADA と連携する等して）行うよう国内競技連盟に要請すること。
- 19.1~~76~~ オリンピック強化指定選手に対してアンチ・ドーピング教育を実施すること。競技者が 18 歳未満の者である場合は、保護者にも同様の教育を受けることを求めること。
- 19.1~~87~~ 特定のニーズを有する学習者に合わせて教育アクティビティを調整すること。
- 19.1~~98~~ サポートスタッフ、特に監督、コーチ、強化担当者に対して継続的なアンチ・ドーピング教育を実施することにより、競技者が単にドーピングを行わないだけでなく、主体的に予防し、周囲へ働きかける競技者がドーピングを行わない態度を醸成できるよう、競技者の価値観及び行動に対しサポートスタッフ自らの影響力を行使することを求めること。
- 19.~~20~~~~19~~ JOC における年間教育計画を策定、実施、評価し、それらを JADA と共有すること。
- 19.2~~10~~ 適任な「教育者」を任命し育成、活用すること（教育には競技者又は引退した競技者等を含むことが望ましい）。
- 19.2~~21~~ 若い世代よりスポーツの精神を育むため、スポーツの価値を基盤とした教育を JADA を含む関係団体と連携して推進すること。
- 19.2~~32~~ すべての関係者（スポンサー含）が、クリーンでフェアなスポーツに関するメッセージ発信等の啓発活動をするよう求めること。
- 19.2~~43~~ 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。

- 19.2⁵⁴ 正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用するサポートスタッフが自己の所轄の下に競技者に支援を提供することを防ぐための規律規則を設け、かつ国内競技連盟がかかる規律規則を設けるよう要請すること。

第 20 条 日本パラリンピック委員会（JPC）の役割と責務

- 20.1 本規程に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施すること。
- 20.2 加盟組織の規範、規則及びプログラムが本規程を遵守していることを加盟要件として義務付けること。
- 20.3 JADA の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。
- 20.4 「教育に関する国際基準」の趣旨を尊重し、要請事項に沿った活動を JADA と連携し推進すること。
- 20.5 主体的に教育アクティビティを推進し、クリーンでフェアなスポーツ環境を守り育てること。
- 20.6 アスリートの健康維持に努め、国際大会派遣においては禁止物質等の治療使用特例が必要なアスリートに対し、JADA との連携しサポートする
- 20.7 傘下の国内競技連盟がアンチ・ドーピング規則違反を示唆し又は関連する情報を JADA 及び国際競技連盟に報告すること、並びにドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関及び JSC のドーピング調査に協力することを要請すること。
- 20.8⁷ 傘下の国内競技連盟に対し、国内競技連盟若しくはその加盟機関により承認され、又は運営される競技会若しくは活動に参加するすべての競技者及びサポートスタッフに対し、本規程に適合したアンチ・ドーピング規則及びアンチ・ドーピング機関の結果管理権限に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要請すること。
- 20.9⁸ 国際競技大会に派遣するすべての競技者及びサポートスタッフに対し、本規程及び派遣対象競技大会のアンチ・ドーピング規則に拘束されることの同意を得ること。
また、国際競技大会に派遣する競技者及びサポートスタッフに対し、アンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報提供の機会を確保し、競技者が自身で判断し、倫理的な価値観に基づき行動ができることを確実とすること。
- 20.10⁹ 傘下の国内競技連盟に正式登録していない競技者に対して、JPC が派遣主体となる競技大会との関連で提出された代表候補選手名簿若しくは後日提出される大会派遣名簿において当該競技者が特定されてからすぐに、「~~検査及びドーピング調査~~に関する国際基準」の要請に従い、検体採取を可能にすること、並びに居場所情報を提

出することを、JPC が派遣主体となる競技大会への最低限の参加要件として義務付けること。

20.1~~10~~ 自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を JADA に報告すること、措置の適切な執行を確保すること。

20.1~~21~~ アンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報を収集、管理するとともに、組織幹部を含む関係者間で活動の重要性を理解し、推進する体制を構築すること。特に教育の実施については実効性を伴う体制とすること。

20.1~~32~~ アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって実施するアンチ・ドーピング活動を積極的に展開すること。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集し常に最新の規則を理解することを要請すること。

20.1~~43~~ アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、その資格停止期間中、当該競技者又はサポートスタッフに対する資金拠出の全部又は一部を留保すること。

20.1~~54~~ 本規程を遵守しない傘下の加盟団体又は認定国内競技連盟等に対する資金拠出の全部又は一部を停止すること。

20.1~~65~~ 自己の権利と責務を競技者、とりわけ 18 歳未満の者である競技者が理解することができるよう、教育を実施、推進すると共に、これらのプログラムを（必要な場合には JADA と連携する等して）行うよう国内競技連盟に要請すること。

20.1~~76~~ パラリンピック強化指定選手に対してアンチ・ドーピング教育を実施すること。競技者が 18 歳未満の者である場合は、保護者にも同様の教育を受けることを求めること。

20.1~~87~~ 特定のニーズを有する学習者に合わせて教育アクティビティを調整すること。

20.1~~98~~ サポートスタッフ、特に監督、コーチ、強化担当者に対して継続的なアンチ・ドーピング教育を実施することにより、競技者が単にドーピングを行わないだけでなく、主体的に予防し、周囲へ働きかける競技者がドーピングを行わない態度を醸成できるよう、競技者の価値観及び行動に対しサポートスタッフ自らの影響力を行使することを求めること。

20.~~20~~~~19~~ JPC における年間教育計画を策定、実施、評価し、それらを JADA と共有すること。

20.2~~10~~ 適任な「教育者」を任命し育成、活用すること（教育には競技者又は引退した競技者等を含むことが望ましい）。

20.2~~21~~ 若い世代よりスポーツの精神を育むため、スポーツの価値を基盤とした教育を

JADA を含む関係団体と連携して推進すること。

20.2³² すべての関係者（スポンサー含）が、クリーンでフェアなスポーツに関するメッセージ発信等の啓発活動をするよう求めること。

20.2⁴³ 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。

20.2⁵⁴ 正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用するサポートスタッフが自己の所轄の下に競技者に支援を提供することを防ぐための規律規則を設け、かつ国内競技連盟がかかる規律規則を設けるよう要請すること。

第 21 条 公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）の役割と責務

21.1 本規程に準拠したアンチ・ドーピング規範及び規則を採択し、実施すること。

21.2 加盟する競技団体の規範、規則及びプログラムが本規程を遵守することを促し、啓発に努めること。

21.3 JADA の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。

21.4 「教育に関する国際基準」の趣旨を尊重し、要請事項に沿った活動を JADA と連携し推進すること。

21.5 各事業において、主体的に教育アクティビティを推進し、クリーンでフェアなスポーツ環境を守り育むこと。

21.6 アスリートの健康維持に努め、国民スポーツ大会においてはアスリート・サポートスタッフに対し、禁止物質・禁止方法に関する知識、並びに禁止物質等の治療使用特例について必要な情報提供を行うこと。

21.7 加盟する競技団体がアンチ・ドーピング規則違反を示唆し又は関連する情報を JADA に報告すること、並びにドーピング調査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関及び JSC のドーピング調査に協力することを要請すること。

21.87 国民スポーツ体育大会に参加するすべての競技者に対し、本規程に拘束されることの同意を得ること。また、競技者が自身で判断し、倫理的な価値観に基づき行動できるよう、各都道府県~~体育~~スポーツ協会と連携して国民体育スポーツ大会に派遣されるすべての競技者がアンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報を受ける機会を確保すること。特に少年の部に参加する競技者が、スポーツの価値を理解し、アンチ・ドーピングの規則を知った上で国民体育スポーツ大会に参加するようにすること。競技者が 18 歳未満の者である場合は、保護者にも同様の教育を受けることを求めること。

21.98 国民スポーツ体育大会に派遣されるすべてのサポートスタッフに対し、本規程に拘

束されることの同意を得ること。また、各都道府県~~体育~~→スポーツ協会と連携して国民~~スポーツ~~体育大会に派遣されるサポートスタッフ、特に帯同監督・コーチ、スタッフ、スポーツドクター、アスレティックトレーナーがアンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報を受ける機会を確保することにより、競技者が単にドーピングを行わないだけでなく、主体的に予防し、周囲へ働きかけるドーピングを行わない態度を醸成できるよう、競技者の価値観及び行動に対しサポートスタッフ自らの影響力を行使することを求めること。

21.109 国民~~スポーツ~~体育大会において、ドーピング検査室の設置について開催県へ要請する等事前準備の協力を行うこと。

21.110 自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を JADA に報告すること、措置の適切な執行を確保すること。

21.121 アンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報を収集、管理するとともに、組織幹部を含む関係者間で活動の重要性を理解し、推進する体制を構築すること。特に教育の実施については実効性を伴う体制とすること。

21.132 アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって実施するアンチ・ドーピング活動を積極的に展開すること。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集し常に最新の規則を理解することを要請すること。

21.143 スポーツ資格制度（公認スポーツ指導者制度等）において「教育に関する国際基準」に定める教育の充実に努めること。具体的な講習内容については JADA と連携し推進すること。

21.154 アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、その資格停止期間中、当該競技者又はサポートスタッフに対する資金拠出の全部又は一部を留保すること。

21.165 本規程を遵守しない加盟する競技団体に対する資金拠出の全部又は一部を停止すること。

21.176 特定のニーズを有する学習者に合わせて教育アクティビティを調整すること。

21.187 JSPO における年間教育計画を策定、実施、評価し、各都道府県~~体育~~→スポーツ協会による教育の実施状況等を含め、JADA と共有すること。

21.198 適任な「教育者」を任命し育成、活用すること（教育には競技者又は引退した競技者等を含むことが望ましい）。

21.2019 スポーツ少年団を含む若い世代よりスポーツの精神を育むため、スポーツの価値を基盤とした教育を JADA を含む関係団体と連携して推進すること。

- 21.2~~19~~ すべての関係者（スポンサー含む）が、クリーンでフェアなスポーツに関するメッセージ発信等の啓発活動をするよう求めること。
- 21.2~~21~~ 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
- 21.2~~32~~ 正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用するサポートスタッフが、自己の所轄の下に競技者に支援を提供することを防ぐための規律規則を設けること。

第 22 条 国内競技連盟の追加的な役割と責務

- 22.1 ~~日本のすべての~~国内競技連盟及びその加盟組織は世界規程、国際基準及び本規程を遵守するものとする。

22.2 ~~日本のすべての~~国内競技連盟及び他の加盟組織は、本規程の序論（「本規程の適用範囲」の項）において特定されるとおり、そのアンチ・ドーピング権限に基づき競技者及びその他の人に関して直接、~~日本の~~国内アンチ・ドーピング・プログラムを実施し、本規程を執行する上での JADA の権限及び責任を承認するために必要な規定を、その方針、規則及びプログラムの中に含めるものとする。

- 22.~~32~~ ~~すべての~~国内競技連盟は、JADA の自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないものとする。

- 22.43 ~~日本の各~~国内競技連盟は、日本国政府及び／又は JSC、JOC、JPC から金銭的及び／又は他の支援を受けるための条件として、~~日本の~~国内アンチ・ドーピング・プログラム及び本規程の精神及び条件を受諾し、これらに従うものとする。

[第 22.3 項の解説：JADA は、JADA の承認並びに本規程の受諾及び適用が、国内競技連盟の政府及び／又は JSC、JOC、JPC からの金銭的及び／又は他の支援の受領の前提条件であることを意味することを確保するために、自己の政府及び JSC、JOC、JPC と協力的に作業するものとする。]

- 22.~~54~~ ~~日本の各~~国内競技連盟は、国内競技連盟が自己のアンチ・ドーピング権限に基づき競技者及びその他の人について直接本規程を実施することができるよう、その準拠文書、憲章及び／又は規則に、自己の加盟組織を拘束するスポーツの規則の一部として、直接又は参照の方法により、本規程を組み込むものとする。

- 22.65 本規程を採択し、自己の準拠文書及びスポーツの規則に組み込むことにより、~~各国~~国内競技連盟はその機能において JADA に協力し、これを支援するものとする。また国内競技連盟は、自己の権限に基づき人に対して制裁措置を賦課する決定を含む本規程に従い行われた決定を承認し、遵守し、実施するものとする。

- 22.76 ~~日本のすべての~~国内競技連盟は、とりわけ以下の事項を行うことにより、世界規程、国際基準及び本規程の遵守を執行するための適切な措置を講じるものとする。

(i) 「教育に関する国際基準」の趣旨を尊重し、要請事項に沿った活動を JADA と連携し推進すること、

(ii) ~~すべての国内競技連盟は、~~主体的に教育アクティビティを推進し、クリーンでフェアなスポーツ環境を守り育むこと、

(iii) アスリートの健康維持に努め、禁止物質等の治療使用特例が必要なアスリート、及びサポートスタッフに対し適切な情報提供を行いサポートすること、

(iv) 自己の国際競技連盟の文書化された権限に基づいてのみ、また「検査及びドーピング調査に関する国際基準」を遵守して検体を採取するために JADA その他の検体採取機関を利用して、検査を行うこと、

(iv) 世界規程第 5.2.1 項に従い JADA の権限を承認し、JADA が自己、又は参加の組織が主催する競技大会においてドーピング検査室の設置を含む検査運営に協力すること。JADA からの要請に従い、競技大会の規模に見合うシャペロンの確保を行うこと、また、JADA からシャペロンへの事前研修の依頼があった場合は連携して対応すること、

(vi) 自己が関係する国際競技大会に参加する海外からの競技者を含む競技大会参加競技者の所在を含む照会に応じること、

(vii) 第 6.1 項に従い WADA 認定分析機関又は WADA 承認分析機関を使用して採取されたすべての検体を分析すること、並びに、

(viii) 国内競技連盟が発見した国内レベルのアンチ・ドーピング規則違反事案が、第 8.1 項及び「結果管理に関する国際基準」に従い運営上の独立性を有する聴聞パネルにより裁定されることを確保すること。

22.87 ~~すべての~~国内競技連盟は、国内競技連盟若しくはその加盟機関により承認され、又は運営される競技会若しくは活動に参加するすべての競技者、及び当該競技者に関連するすべてのサポートスタッフに対し、本規程に適合したアンチ・ドーピング規則に同意し、アンチ・ドーピング機関の結果管理権限に服することを、当該参加の要件として要求する規則を定めるものとする。

22.98 ~~すべての~~国内競技連盟は、自己に正式加入していない競技者に対し、競技大会の参加資格要件として、本規程に拘束されることに同意すること、検体の採取を可能にすること、及び必要に応じて正確かつ最新の居場所情報を提出することを要請するものとする。

22.109 ~~すべての~~国内競技連盟は、JADA 及び自己の国際競技連盟に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆し又はこれに関連する情報を報告するものとし、調査を実施する権限を有するアンチ・ドーピング機関及び JSC が実施する調査に協力するものとする。

22.1~~10~~ ~~すべての~~国内競技連盟は、自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を JADA に報告し、措置の適切な執行を確保するものとする。

22.1~~21~~ ~~各~~国内競技連盟は、アンチ・ドーピング活動の推進担当者を配置し、最新の情報を収集、管理するとともに、組織幹部を含む関係者間で活動の重要性を理解し、推進する体制を構築するものとする。特に教育の実施については実効性を伴う体制とする。

22.1~~32~~ ~~各~~国内競技連盟は、アンチ・ドーピング活動を所管する委員会等を設置し、自己が主体となって実施するアンチ・ドーピング活動を積極的に展開するものとする。また、アンチ・ドーピング活動を実施する委員等に対して、最新の情報を収集し常に最新の規則を理解することを要請するものとする。

22.1~~43~~ ~~各~~国内競技連盟は、アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフ及び都道府県連盟等に対する資金拠出の全部又は一部を留保するものとする。

22.1~~54~~ ~~すべての~~国内競技連盟は、アンチ・ドーピング教育において、とりわけ以下の事項を行うことにより、世界規程、国際基準及び本規程の遵守を執行するための適切な措置を講じるものとする。

(i) 若年競技者へのスポーツの価値を基盤とした教育を中心として、管轄下の競技者とサポートスタッフに対してアンチ・ドーピング教育を実施するものとする。また、競技者がドーピング・コントロールの経験、及び競技大会への派遣の前に、アンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報提供を受ける機会を確保することによって、競技者が自身で判断し、倫理的な価値観に基づき行動ができることを確実とするものとする。

22.15(ii) ~~すべての国内競技連盟は、~~特定のニーズを有する学習者に合わせて教育アクティビティを調整するものとする。

22.16(iii) ~~すべての国内競技連盟は、~~サポートスタッフ、特に監督、コーチ、強化担当者に対して継続的な教育を実施することにより、競技者が単にドーピングを行わないだけでなく、主体的に予防し、周囲へ働きかける競技者がドーピングを行わない態度を醸成できるよう、競技者の価値観及び行動に対しサポートスタッフ自らの影響力を行使することを求めるものとする。

22.17(iv) ~~すべての国内競技連盟は、~~競技大会におけるアンチ・ドーピング教育及び啓発、情報提供活動を実施するものとする。特に国際競技連盟より依頼があったものは必要に応じて JADA と協働して実施する。

22.18(v) ~~すべての国内競技連盟は、~~年間教育年間計画を策定、実施、評価し、それらを JADA と共有するものとする。

22.19(vi) ~~各国内競技連盟は、~~適任な「教育者」を任命し育成、活用するものとする（教育者には競技者又は引退した競技者等を含むことが望ましい）。

~~22.20(vii) すべての国内競技連盟は、~~若い世代よりスポーツの精神を育むため、スポーツの価値を基盤とした教育を、JADA を含む関係団体と連携して推進するものとする。

~~22.1621 すべての~~国内競技連盟は、関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力するものとする。

~~22.1722 すべての~~国内競技連盟は、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用するサポートスタッフが JADA 又は国内競技連盟の権限の下での競技者に支援を提供することを防ぐための規律規則を設けるものとする。

第 23 条 JADA の追加的な役割と責務

23.1 国内アンチ・ドーピング機関のために世界規程第 20.5 項において記載される役割と責務に加えて、JADA は世界規程第 24.1.2 項に従い、JADA による世界規程及び国際基準の遵守状況について WADA に報告するものとする。

23.2 適用法令に従い、かつ世界規程第 20.5.10 項に従い、ドーピング・コントロールの側面に関与している JADA の理事会構成員、理事、役員、職員及び任命された委託された第三者は全員、直接かつ意図的な不正行為についての世界規程に適合する人として本規程に拘束される。

23.3 適用法令に従い、かつ世界規程第 20.5.11 項に従い、(授権されたアンチ・ドーピング教育又は更生プログラム以外の) ドーピング・コントロールに関与している JADA の職員は、自己が暫定的資格停止の対象となっておらず、かつ、資格停止期間にも服しておらず、世界規程を遵守した規則が適用されたならばアンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為に過去 6 年間直接的又は意図的に従事していないことを確認しなければならない。

第 24 条 競技者の追加的な役割と責務

24.1 競技者は、アンチ・ドーピングが安全で公正な競技環境を維持し、スポーツの価値及びインテグリティを守るためのものであることを理解し、その推進に主体的に関与すること。

~~本規程を理解し、遵守すること。~~

24.2 競技者は、自身のアスリートカテゴリーを理解し、本規程に基づき適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則のすべてについて理解し、遵守すること。

~~いつでも検体採取に応じること。~~

~~〔第 24.2 項の解説：競技者の人権及びプライバシーに配慮して、正当なアンチ・ド~~

~~—ピンダ上の判断の結果として深夜又は早朝の検体採取が要請される場合がある。
例えば、競技者の一部は、朝発覚されないようにするため、当該時間帯に少量の
EPO を使用することが知られている。]~~

24.3 競技者は、世界規程 21.1.8 を遵守するために、必要な教育を受ける状態を自ら確保し、当該教育に応じるものとする。

24.4 アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと。

24.54 禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを医療従事者に対して自らが伝達するとともに、自らが受ける医療処置についても、本規程の違反に該当しないようにすることに関して責任を負うこと。

24.65 いつでも検体採取に応じること。

[第 24.6 項の解説：競技者の人権及びプライバシーに配慮して、正当なアンチ・ドーピング上の判断の結果として深夜又は早朝の検体採取が要請される場合がある。例えば、競技者の一部は、朝発覚されないようにするため、当該時間帯に少量の EPO を使用することが知られている。]

24.6.1 「検査に関する国際基準」に従い、登録検査対象者リストに登録される各競技者は、(a)四半期毎に自己の居場所について JADA に連絡し、(b)当該情報が常時正確かつ完全であり続けるよう当該情報を必要に応じ更新し、かつ、(c)当該居場所において自己が検査を受けられるようにするものとする。

~~—自身が過去 10 年間の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定を JADA 及び自己の国際競技連盟に開示すること。~~

24.76 アンチ・ドーピング規則違反を調査するアンチ・ドーピング機関及び JSC のドーピング調査に協力すること。

[第 24.7 項の解説：ドーピング調査に協力しないことは、本規程に基づくアンチ・ドーピング規則違反ではないが、署名当事者の規則に基づく規律処分の根拠となりうる。協力の要件は、「インテリジェンス及びドーピング調査に関する国際基準」で説明されるとおり、適切な手続上の安全措置（弁護士への権利 と自己負罪拒否特権を含むが、これらに限られない。）を尊重するものとする。]

24.87 JADA 若しくは国内競技連盟、又は競技者に対し権限を有する他のアンチ・ドーピング機関が要請した場合には、自己のサポートスタッフの身元を開示すること。

24.9 自身が過去 10 年の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定を JADA 及び自己の国際競技連盟に開示すること。

第 25 条 サポートスタッフの追加的な役割と責務

25.1 サポートスタッフは、アンチ・ドーピングが安全で公正な競技環境を維持し、スポーツの価値及びインテグリティを守るためのものであることを理解し、その推進に主体的に関与すること。

~~本規程を理解し、遵守すること。~~

25.2 支援を行う競技者のアスリートカテゴリーを理解し、自己又は支援を行う競技者に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則のすべてについて本規程を理解し、遵守すること。

~~競技者の検査プログラムに協力すること。~~

25.3 競技者の価値観及び行動に対して自らの影響力を行使して、単にドーピングを行わないだけでなく、主体的に予防し、周囲へ働きかける態度を醸成すること。

~~ドーピングを行わない態度を醸成するために、競技者の価値観及び行動に対し自らの影響力を行使すること。~~

25.4 サポートスタッフは、自己が支援する競技者（とりわけ要保護者及び 18 歳未満の者の場合）に正確なアンチ・ドーピング情報を提供することを支援するために、必要な教育を受ける状態を自ら確保し、当該教育に応じるものとする。

~~サポートスタッフは過去 10 年の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定を JADA 及び自己の国際競技連盟に開示すること。~~

25.5 意図的でないアンチ・ドーピング規則違反のリスクから保護する上で競技者を支援するために最大限の注意義務を行使すること。

~~アンチ・ドーピング規則違反を調査するアンチ・ドーピング機関及び JSC のドーピング調査に協力すること。~~

25.6 競技者の検査プログラムに協力すること。

25.7 サポートスタッフは、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用し又は保有しないものとする。

[第 25.7 項の解説：サポートスタッフによる正当な理由なき禁止物質又は禁止方法の使用又は個人的保有が本規程に基づくアンチ・ドーピング規則違反に該当しない場合には、他のスポーツ規律規程が適用されるべきである。コーチその他のサポートスタッフは多くの場合競技者のロールモデルである。コーチやその他のサポートスタッフは、競技者がドーピング行為を行わないことを奨励する自らの責任と矛盾するような個人的な行いをすべきではない。]

25.8 アンチ・ドーピング規則違反を調査するアンチ・ドーピング機関及び JSC のドーピング調査に協力すること。

[第 25.8 項の解説：ドーピング調査に協力しないことは、本規程に基づくアンチ・ドーピング規則違反ではないが、署名当事者の規則に基づく規律処分の根拠となりうる。協力の要件は、「インテリジェンス及びドーピング調査に関する国際基準」で説明されるとおり、適切な手続上の安全措置（弁護士への権利と自己負罪拒否特権を含むが、これらに限られない。）を尊重するものとする。]

25.9 資格停止期間の対象となっているいかなる人も、本規程に従い採択された規則に拘束される競技者又はその他の人に対しサポートスタッフのサービスを提供してはならない。

25.10 サポートスタッフが過去 10 年の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定を JADA 及び自己の国際競技連盟に開示すること。

第 26 条 本規程の対象であるその他の人の追加的な役割と責務

26.1 本規程を理解し、遵守すること。

26.2 その他の人が過去 10 年の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨を非署名当事者が認定した決定を JADA 及び自己の国際競技連盟に開示すること。

26.3 アンチ・ドーピング規則違反を調査するアンチ・ドーピング機関及び JSC のドーピング調査に協力すること。

26.4 正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用又は保有しないこと。